

地方公共団体に対する終了促進措置の実施について

終了促進措置の対象者が地方公共団体である場合の地方公共団体における措置については、以下のとおりであるため、各地方公共団体との協議にあたり参考にされたい。

1. 終了促進措置の手順

地方公共団体に対する終了促進措置における費用負担の実施方法としては、主に次の(1)及び(2)の2つが考えられる。

(1) 金銭を交付

- ① 地方公共団体及び認定開設者が協議を行い、周波数移行及び終了促進措置の内容及び実施時期について合意する。
- ② 認定開設者が地方公共団体に対し、次の費用に相当する金銭を交付する。
 - ア 移行後の周波数で使用する無線設備等（周波数移行に伴い交換又は改修が必要となる無線設備の附属設備及びプログラムを含む。以下同じ。）の調達に必要な費用
 - イ アの無線設備等の変更に必要な工事費用
- ③ 地方公共団体が、メーカー等（販売代理店、工事業者等を含む。以下、同じ。）と契約を締結し、無線設備等の調達、工事を手配する。
- ④ メーカー等が、地方公共団体の指定する場所に、無線設備等を納品し、工事を行う。
- ⑤ 地方公共団体がメーカー等に対し、認定開設者から受領した金銭を原資にして代金を支払う。

(2) 無線設備等を無償で提供

- ① 地方公共団体及び認定開設者が協議を行い、周波数移行及び終了促進措置の内容及び実施時期について合意する。
- ② 認定開設者がメーカー等と契約を締結し、次の事項の実施を手配する。
 - ア 移行後の周波数で使用する無線設備等の調達
 - イ アの無線設備等の変更に必要な工事
- ③ メーカー等が、地方公共団体の指定する場所に、無線設備等を納品し、工事を行う。
- ④ 認定開設者がメーカー等に対し、代金を支払う。

(3) その他

地方公共団体が、メーカー等と契約を締結し、無線設備等の調達、工事を手配した上で、その代金債務を認定開設者が引き受けることは、地方財政法

【別紙①】

の規定の趣旨に鑑みて適当ではない（地方財政法第4条の5、第27条の4参照）。

2. 地方公共団体における措置

(1) 金銭の交付を受ける場合

① 金銭の受領

地方公共団体が当該金銭を一般寄附金として受け入れる場合には、議会の議決又は条例制定の必要はない。ただし、地方公共団体が受領する金銭を「負担付きの寄附若しくは贈与」として受け入れる場合には、議会の議決が必要であり、また、「分担金」として受け入れる場合には、分担金徴収条例を定める必要がある（地方自治法第96条第1項第9号、第228条第1項）。

② メーカー等への発注

地方公共団体の事務を処理するために必要な経費の支弁のため、歳出予算（議会（定例会又は臨時会）の議決を経なければならない）へ計上した上で、当該予算に基づきメーカーとの契約（支出負担行為）をしなければならない（地方自治法第232条の3）。ただし、予算の流用が認められる場合には、改めて予算の補正の必要はない。

なお、機器・設置工事等にかかる発注が工事又は製造の請負である場合であって、その予定価格が政令で定める基準に従い条例で定める額以上の契約を締結するときには、議会の議決が必要である。

(2) 無線設備等の無償提供を受ける場合

地方公共団体が提供を受ける機器等の受け入れについては、予算上の措置は必要なく、物品として財産管理上の整理をすることで足りる。ただし、機器等を「負担付きの寄附若しくは贈与」として受け入れる場合には、議会による議決が必要となる（地方自治法第96条第1項第9号）。

3. 既存の機器等の除却処理に伴う留意事項

地方公共団体の保有する無線局が災害対策等のシステムに係るものである場合、既存の機器等は地方債を財源として調達された可能性がある。この場合、起債の際に付された条件によっては、繰上償還が必要となる可能性があるため、留意する必要がある。国からの補助金や交付金を財源としている場合にも、同様の事態が想定される。

(例) 地方公共団体金融機構においては、借入金により取得した資産を処分し、または用途を廃止し、あるいは他の用途に転用することとなった場合は、当然に繰上償還となることとされている。

以上